

広島県告示第百三十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定によつて、横田港における臨港地区及び当該臨港地区内における分区を次のように変更した。なお、今回の変更により新たに追加される臨港地区及び分区の区域は、同法第三十八条第八項の規定によつて、広島県土木局空港港湾部港湾振興課及び広島県東部建設事務所港湾課において縦覧に供する。

平成二十三年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 臨港地区の変更

1 変更前

区	域	面 (ヘクタール) 積
福山市内海町字坊地、同町字白崎のそれぞれの一部		一・二

2 変更後

区	域	面 (ヘクタール) 積
福山市内海町字坊地、同町字白崎のそれぞれの一部		二・一

二 分区の変更

1 変更前

分区	区	域	面 (ヘクタール) 積
商港区	福山市内海町字坊地、同町字白崎のそれぞれの一部		一・二

2 変更後

分区	区	域	面 (ヘクタール) 積
商港区	福山市内海町字坊地、同町字白崎のそれぞれの一部		一・二
漁港区	福山市内海町字坊地の一部		〇・九